

議案第 34 号

損害賠償の額の決定について

医療事故による損害賠償について、次のとおり損害賠償の額を定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

1 事故の概要

相手方は、平成 23 年 1 月 24 日から同年 3 月 12 日まで市立医療センターに入院し、人工肛門閉鎖手術を含む医療行為を受けたところ、術後管理において感染症に罹患し、抗菌薬の投与がなされなかったこと等から退院の後、化膿性脊椎炎による四肢麻痺の状態となったもの

2 相手方

三重県在住 男性

3 損害賠償の額

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償の額 60,000,000 円の支払義務があることを認め、市議会の議決後 30 日以内に相手方指定の口座へ振り込む。
- (2) 市及び相手方は、損害賠償金以外に何らの債権債務のないことを確認し、互いに何らの請求をしない。

提案理由

損害賠償の額の決定について、亀山市病院事業の設置等に関する条例第 6 条の規定に基づき議会の議決を求める。